

確認事項

1. 求職者の紹介について

- (1) 本契約は、茨城いすゞ自動車株式会社（以下、「茨城いすゞ自動車」といいます）が提供する人材紹介サービスについて、サービス提供を申し込まれる方（以下、「申込者」といいます）に対し、申込者の要望に基づき申込者が必要とする人材を紹介することを目的とします。
- (2) 申込者は、本確認事項に記載の内容を了承して、サービスの申込みをすることにより茨城いすゞ自動車と人材紹介サービスを依頼する契約が成立するものとし、本契約については本確認事項に定める事項にしたがうものとします。

2. 関係法令の遵守

申込者は人材の紹介を受けるにあたり、また、茨城いすゞ自動車は人材の紹介をするにあたり、職業安定法及び労働基準法等の関係法令を遵守するものとします。

3. 求人の方について

- (1) 申込者は、茨城いすゞ自動車に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件及び申込者が希望する求人の条件等（以下、「求人条件等」といいます）について、茨城いすゞ自動車が指定する「求人票」に記載し明示のうえ、郵送又は電子メールにより「求人票」を交付して、人材の紹介を依頼するものとします。
- (2) 申込者は、「求人票」により茨城いすゞ自動車に明示した求人条件等について、変更、訂正、削除または追加の必要が生じた場合、速やかに書面または電子メールを利用する方法により茨城いすゞ自動車に対し通知するものとします。

4. 茨城いすゞ自動車による紹介について

- (1) 茨城いすゞ自動車は、「求人票」に明示の求人条件等を検討のうえ、当該求人条件等に適合する可能性がある人材がいた場合、当該人材が申込者への応募意思があるか、また、その他求人条件以外の条件等も総合的に考慮をしたうえで、茨城いすゞ自動車が適当と判断した人材を申込者に対して紹介するように努めるものとします。
- (2) 茨城いすゞ自動車は、選考した対象者が決まり次第、申込者にその旨を通知するものとします。

5. 採用選考について

- (1) 申込者は、茨城いすゞ自動車が紹介した人材の採用については、申込者の責任において行うこととします。

申込者は、茨城いすゞ自動車に対して、人材の採用選考に際して適宜必要なアドバイス、その他の支援を求めることができます。

- (2) 申込者は、前号に基づき茨城いすゞ自動車が紹介した人材の採用を決定した場合、茨城いすゞ自動車に対して、直ちに採用を決定した事実及び理論年収の額を含む採用条件を書面または電子メールを利用する方法により通知するものとします。
- (3) 申込者は、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書の写しを茨城いすゞ自動車に対し交付するものとし、茨城いすゞ自動車は申込者が採用を決定した人材（以下、「採用者」といいます）とともに同通知書の内容を相互に確認するものとします。
- (4) 申込者が、茨城いすゞ自動車が紹介した人材を採用する場合、契約の形態（雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を含みます）を問わず、本契約で定める事項が適用されるものとします。

6. 差別的取扱いの禁止について

申込者は、採用選考の際、茨城いすゞ自動車が紹介した人材を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱わないことを確認するものとします。

7. 紹介手数料の発生について

- (1) 本契約による茨城いすゞ自動車の人材紹介手数料（以下、「紹介手数料」といいます）は成功報酬とし、申込者が人材を採用決定し、採用者が入社した時点で発生するものとします。
- (2) 申込者は、採用者の採用の決定をしたときは、申込者が採用者に対して発行した採用決定通知書等の採用を証明する書面の写しを速やかに茨城いすゞ自動車に交付するものとします。

8. 紹介手数料について

紹介手数料は、採用者の採用初年度の理論年収の35%とします。

9. 紹介手数料の支払いについて

- (1) 申込者は、茨城いすゞ自動車の請求する紹介手数料を採用者の入社した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、茨城いすゞ自動車の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
- (2) 前条の紹介手数料には消費税は含まれないものとし、申込者は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて茨城いすゞ自動車に支払うものとします。

10. 求職者のオーナーシップについて

- (1) 申込者は、茨城いすゞ自動車から人材を紹介された日から12ヶ月以内に当該人材を採用した場合、本契約期間が終了した後でも、本契約に基づく紹介手数料を支払うものとします。
- (2) 申込者は、前号に定める期間中は、茨城いすゞ自動車から紹介を受けた人材と直接連絡を取る場合には事前に茨城いすゞ自動車に対してその旨通知するものとします。
- (3) 申込者は、茨城いすゞ自動車が人材を紹介した後に、本項(1)に定める期間中に当該人材について他の手段により申込者に対し応募があり採用に至った場合(応募条件が当初の応募と異なる場合も含みます。)には、本契約による茨城いすゞ自動車の紹介により入社したものとみなします。
- (4) 申込者は、茨城いすゞ自動車が紹介した人材について、申込者に対し既に他の手段により応募があった場合には、直ちに茨城いすゞ自動車にその旨通知するものとします。

11. 紹介手数料の返還について

- (1) 採用者が申込者に入社後6ヶ月以内に自己都合により退職、または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、茨城いすゞ自動車は申込者に対し、以下の基準により紹介手数料を返還するものとします。

入社後1カ月以内に退職したとき	紹介手数料の	80%
入社後3カ月以内に退職したとき	紹介手数料の	50%
入社後6カ月以内に退職したとき	紹介手数料の	10%
- (2) 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より60日以内に返還するものとします。
- (3) 当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、申込者及び茨城いすゞ自動車合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができるものとします。
- (4) 申込者が紹介手数料を茨城いすゞ自動車に支払う前に採用者が退職した場合、申込者は本項の返還に該当する金額を減額して茨城いすゞ自動車に紹介手数料を支払うものとします。
- (5) 採用者に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、申込者の都合による解雇、12項に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとします。

12. 不可抗力について

天災地変、暴動・内乱・戦争、労働争議等、行政庁等による命令処分、法令の制定改廃、交通機関の事故、その他これらに準ずる非常事態により、茨城いすゞ自動車が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、茨城いすゞ自動車は申込者に直ちに通知するものとします。

また、茨城いすゞ自動車はこれにより発生した申込者の損害等について一切の責任を

負わないものとします。

1 3. 応募者の併願の了解について

申込者は、茨城いすゞ自動車から紹介した人材が、他企業に応募する場合があることを了解するものとします。

1 4. 応募書類の作成責任について

申込者は、職務経歴書等の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容については当該応募者が責任を負うものであり、茨城いすゞ自動車は責任を負わないこと、また、雇用契約の締結可否の判断は申込者が自己の責任において行うことを確認するものとします。

1 5. 再委託の制限

申込者は、茨城いすゞ自動車の書面による事前の承諾がない限り、紹介した人材の採用選考業務の全部または一部を第三者に再委託を行うことはできないものとします。

1 6. 紹介する人材の個人情報の取扱いについて

- (1) 茨城いすゞ自動車は、申込者に対して、申込者の人材を選考するために必要な範囲の当該人材に関する氏名、連絡先、職務経歴書等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を開示・提供するものとします。

ただし、申込者の求人条件に関連がないと茨城いすゞ自動車が考える個人情報については、申込者に対して開示・提供しないものとします。

- (2) 申込者は、前号に基づき茨城いすゞ自動車より提供された個人情報（採用に至らなかった人材の個人情報を含みます）については厳重に管理し、当該人材の採用選考の目的の範囲内に限り利用するものとし、採用選考に直接関与する部門の申込者の役職員（※役員に限るか？）以外の第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

申込者は、当該義務は本契約の有効期間中のみでなく契約終了後も負うものとします。

- (4) 申込者が、紹介した人材の採用選考業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、申込者は、個人情報について、当該第三者に対して申込者と同様の安全管理措置を講じさせるものとし、当該第三者のすべての行為につき責任を負うものとします。

1 7. 紹介する人材への申込者の情報の開示・提供について

茨城いすゞ自動車は、申込者の企業情報のうち、以下に定める情報について、紹介を検討する人材に対して開示・提供することができるものとします。ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が事前に開示・提供を希望しない旨を指定した情報については、開

示・提供しないものとします。

- ① 求人票のほか、申込者から提供された情報
- ② 茨城いすゞ自動車が独自に収集した情報

18. インターネットウェブサイト等での求人条件等の開示・公開について

- (1) 申込者は、茨城いすゞ自動車が人材を募集するために茨城いすゞ自動車が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等を利用することがあることを了解するものとし、茨城いすゞ自動車が、当該ウェブサイト等に申込者が求人票に記載した求人条件、及び公開されている申込者の企業情報を開示・公開することを承諾するものとします。

ただし、申込者は事前に開示又は公開を希望しない旨を指定することができます。

- (2) 申込者は、上記求人条件等の公開等に関してはインターネットウェブサイト等が定める規則の条件に従うことになり、茨城いすゞ自動車は一切の責任を負わないことについて了解するものとします。
- (3) 申込者は、応募が終了した求人条件についても、応募者への情報発信のために茨城いすゞ自動車が運営または提供するインターネットウェブサイト等において、引き続き開示・公開することに同意するものとします。

ただし、茨城いすゞ自動車は申込者から当該開示・公開を希望しない旨の申し入れがあった場合、速やかに開示・公開を控えることとします。

19. 広告宣伝に関するメール等について

申込者は、茨城いすゞ自動車から申込者の担当者等に対し、茨城いすゞ自動車が提供する人材紹介サービスおよびこれに関連するサービス等について、本契約期間中および本契約の終了後も、電子メールおよびその他の手段により、広告・宣伝等が行われることがあることについて了解するものとします。

ただし、茨城いすゞ自動車は申込者から当該広告等を希望しない旨の申し入れがあった場合には、速やかに広告等を控えることとします。

20. 守秘義務について

- (1) 申込者および茨城いすゞ自動車は、本契約の有効期間のみならず契約終了後も、本件業務の遂行により知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏らさず、また、本契約の目的以外に利用しないものとする。

ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

- (2) 紹介する人材の個人情報を除き、前号の定めにかかわらず次のいずれかに該当するも

のは機密情報にあたらぬものとします。

- ① 他の当事者から開示される以前に公知であったことを証明できるもの
- ② 他の当事者から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったことを証明できるもの
- ③ 他の当事者から開示される以前から自ら保有していたことを証明できるもの
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したことを証明できるもの
- ⑤ 他の当事者から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したことを証明できるもの

2 1. 契約期間について

- (1) 申込者と茨城いすゞ自動車との間で成立する本契約の有効期間は、申込者が申込みをし契約が成立した日から1年間とします。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに申込者及び茨城いすゞ自動車のいずれからとも終了の意思表示がない限り、同一の条件で1年更新するものとし、以降も同様とします。
- (2) 本契約を中途解約する場合は、1ヶ月以上前の通知をもって足るものとします。

2 2. 損害賠償について

申込者および茨城いすゞ自動車は、本契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手方及び第三者に損害を与えた場合には、相当因果関係の範囲内の損害について賠償するものとします。

2 3. 違約金について

申込者は、本契約に定める紹介手数料を支払わなかった場合、紹介手数料の一部の支払いを不当に免れ、または免れようとした場合、本来、本契約に定める紹介手数料のほかに、違約金として当該紹介手数料の額の2倍に相当する額を茨城いすゞ自動車に対して支払うものとします。

なお、違約金算定に理論年収の額が必要となる場合であって、申込者が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなすものとします。

2 4. 反社会的勢力の排除について

- (1) 申込者及び茨城いすゞ自動車は、自己又は自己の役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下、同じ）、代理人若しくは媒介をする者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、

特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

- ① 反社会勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）申込者又は茨城いすゞ自動車は、前号の確約に反して、相手方又は相手方の役員、代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本件契約を解除することができるものとします。

（３）前号に基づき本件契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しないものとします。

２５．契約の解除について

申込者および茨城いすゞ自動車は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に相手方に通知をすることにより本契約を解除することができるものとします。

- ① 本契約または申込者と茨城いすゞ自動車間のその他の契約に違反したとき
- ② 支払不能となったとき、支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
- ③ 公租公課を滞納したとき
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生等の申立がなされたとき
- ⑤ 事業の全部もしくは重要な一部の譲渡・承継があったとき、営業の停止があったとき、解散の決議がなされたとき、もしくは清算に入ったとき、またはこれらの恐れがあるとき
- ⑥ 法令に違反したとき、または違反する恐れがあるとき
- ⑦ 監督官庁より営業の許可取消または停止の処分を受けたとき
- ⑧ 相手方の信用を傷付けたとき、または相手方に不利益をもたらしたとき
- ⑨ 前各号のほか債権保全を必要とする事由が生じたとき等

26. 協議事項について

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈につき疑義が生じた事項については、申込者及び茨城いすゞ自動車双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

27. 合意管轄について

本契約に関する訴訟については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

28. 本契約における確認事項の変更について

- (1) 茨城いすゞ自動車は、本確認事項について随時変更ができるものとします。ただし、申込者の本契約上の権利義務に重大な影響を与える変更を行う場合は、変更内容・条件の適用開始日の 前までに、当該変更内容・条件を書面または電子メールにより、通知または変更後の確認事項を交付するものとします。
- (2) 申込者は、当該確認事項の変更に同意しない場合は、茨城いすゞ自動車に対し、当該変更内容・条件の適用開始日の前日までに茨城いすゞ自動車に到達するよう書面にて通知するものとし、同期限までに同意しない旨の通知がない場合には当該変更内容・条件に同意したものとします。
- (3) 茨城いすゞ自動車が、申込者から前号の不同意の通知を受領した場合は、当該変更内容・条件の適用開始の前日をもって本契約は終了するものとします。
- (4) 前号の規定により本契約が終了する場合を除き、本契約は、適用開始日に、当該変更・条件通りに変更されるものとします。